



県外居住者を含め 全ての水俣病被害者の救済を

ノーモア・ミナマタ近畿第二次国賠弁護団団長 徳井 義幸（北大阪総合法律事務所）

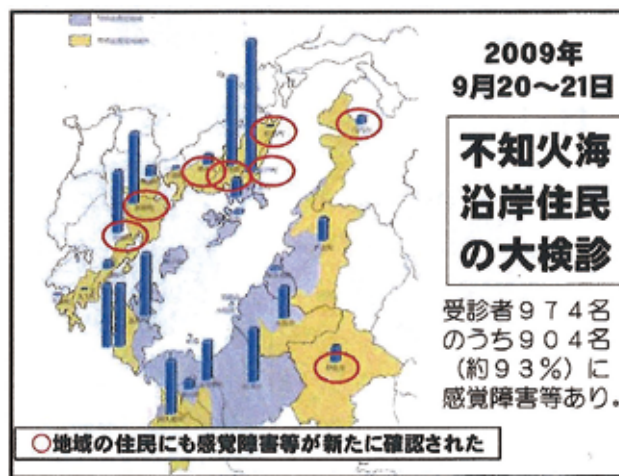
1. はじめに

熊本・大阪・東京の地裁に水俣病被害者が、国・熊本県・チッソを被告として損害賠償請求訴訟を起こしています（熊本原告 1491名・大阪原告 139名・東京原告 82名・合計 1712名）。水俣病の公式確認から既に 63 年もの歳月が経過しているが未救済被害者は多数放置されています。近畿・東京訴訟の原告らは、昭和30年代から40年代にかけて、漁業の崩壊や集団就職のため近畿や関東に移住して来た県外居住被害者です。

2. 未救済の

水俣病被害者の広がり

チッソはメチル水銀含有の工場排水を 36 年間も水俣湾に排出し不知火海全体を汚染していました。不知火海沿岸の住民は 20 万人を超えており、汚染された魚介類を多食して水俣病に罹患した可能性のある潜在被害者はそれ程の多数にのぼります。しかし、国も県も被害の広がり全貌を把握する調査をすることもなく、被害者の救済を求める声が大きくなるとその場を繕うだけの救済策をとり、他



方では多くの潜在被害者が切り捨てられてきました。

3. 水俣病関西訴訟 最高裁判決と特措法

局面が転換したのは、水俣病関西訴訟で平成 16 年に国と熊本県の責任を認めた最高裁判決が確定したことです。被害者多数が、平成17年10月以降ノーモア・ミナマタ第一次国賠訴訟を熊本・大阪・東京の地裁に提起し、その結果平成 22 年には原告団約 3000 名の他、水俣病被害者救済特措法が制定され3万人を超える被害者が救済されました。

しかし、環境省は救済申請受付を平成 24 年 7 月に打ち切り、水俣の対岸である天草等での汚染を否定するなど、新たな被害者切り

捨てを強行しました。このため多数の被害者が、再びノーモア・ミナマタと被害者救済を求めて提訴したのがノーモア・ミナマタ第二次国賠訴訟です。ちなみに添付地図は天草等の対象地域外でも特措法による救済を受けた人が多数いることを示す分布図で国・県の主張の誤りを端的に示しています。

4. 山場を迎える訴訟に 大きな支援を

近畿訴訟は既に 5 年以上経過し、来年半ば以降からは証人調べが開始されます。被告らは既に水俣病問題は解決した、被害者はいないと主張し、さらにこの間特措法救済者も必ずしも水俣病患者とはいえないという法律無視の暴論まで持ち出しています。

何よりも未だ多数の被害者が未救済のまま放置されているという事実を広く知って頂くことが出発点です。救済の必要を求める世論を広げ、大きな山を迎えるノーモア・ミナマタ第二次国賠等請求訴訟への傍聴支援をよろしく願います。